



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 8 日 (金)
第 7 9 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (56) (障害福祉課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (57) (〃) 2
	国土調査の成果の認証 (58) (耕地課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (59・60) (森林保全課) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (61) (東部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 6

告 示

鳥取県告示第 56 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	八幡 健児	鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院
整形外科	肢体不自由	上山 高尚	鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院
内科、神経内科	肢体不自由	岡田 昭嗣	米子市夜見町 3043-1 おかだ内科クリニック
小児科	肢体不自由	松井 晨	倉吉市南昭和町 15 鳥取県立中部療育園
泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	市川 孝治	鳥取市的場一丁目 1 鳥取市立病院
整形外科	肢体不自由	山下 英樹	米子市西町 36-1 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第 57 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社さくら 代表取締役 横山 裕史	鳥取市立川町 五丁目41	さくら薬局	鳥取市立川町五丁目41	育成医療 更生医療	平成20年2月 1日
〃	〃	さくら薬局 卯垣店	鳥取市卯垣四丁目 101-1	〃	〃

鳥取県告示第 58 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、

同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成18年度から 平成19年度まで	鳥取市（用瀬町別府の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町別府の一部	平成20年 2 月 8 日
大 山 町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	大山町（赤坂及び下甲の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町赤坂及び下甲の各一部	〃
南 部 町	平成 11 年度から 平成 19 年度まで	南部町（朝金の一部）の地籍図及び地籍簿	南部町朝金の一部	〃

鳥取県告示第 59 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町川中宇猿山814の1から814の4まで、宇奥山谷854の1、854の3から854の5まで、869の1から869の6まで、字鴛ヶ谷881の1、883、884、885の1から885の3まで、用瀬町安蔵字西ヶ谷1092、字本谷1094の1、1094の17から1094の20まで、1094の25、1094の28、1094の30、1094の41、字カキノ谷1098の1、1098の5、字会見ヶ谷1099の1、1100の1、1100の2、字宝殿谷奥1160、1161、1162の1、1162の2、字見打谷日向平1226の1から1226の3まで、字日向平1227、字見打谷影平1230、1231の1、1231の2、字岡影平1232の1、用瀬町赤波字小谷1496の1から1496の6まで、1496の11、1496の12、2212から2224まで、字中尾1497の2、1497の3、1497の5、字古川大サコ1498の1、字犬渡1499、字午房畑1500の1、1500の2、字釈ノ段1501の1、字高岩1502の1、1502の2、2267、字小石川1899から1903まで、1905から1910まで、1910の1、1911、1912、1912の1、1913から1917まで、字大石川1924、1924の1、1924の2、1925、1926、1926の1、1927から1929まで、1929の1、1929の2、1930から1934まで、字女鹿ノ平1944から1946まで、1946の1、1947から1949まで、字石休ノ向平1950から1955まで、字小橋折1956から1958まで、1959の1、1961、字大橋折1962の1、1962の2、1963、1964、字上エノ段1965の1、1965の2、字アワノ谷1966の1、1966の2、1966の5、1966の7、1966の8、字東平1967の1、1967の2、字大熊1968の1、1968の2、字長ボウキ1969の1、1969の2、字小石ヶ谷1970の1、1970の2、1970の4、1970の5、字小石ヶ谷上埜1971の1から1971の3まで、字サイノ瀧1972の1から1972の3まで、字サイノタハ1973の1から1973の3まで、1973の7から1973の11まで、字滝谷1974の1、1974の2、1974の4、1975の1から1975の11まで、1976、字滝谷上平1977の1から1977の8まで、字下河原東平1978、1979、1979の1から1979の5まで、字上河原東平1980、1980の2、1981、1982の1、1982の2、1982の4から1982の6まで、字アリミツ谷1983の1から1983の4まで、1983の6、1984から1987まで、1988の1、1988の2、1989から1991まで、字ユウスリ東平1992、1993、1994の1、1994の2、1995、1996の1、1997から2016まで、2018の1、2019から2021まで、字小松谷東平2022から2026まで、字谷口東平2027から2035まで、2037、字屋敷ノ元

2039から2041まで、2042の1、2042の2、2043、2044、2045の1、2045の2、2046の1、2046の2、2047の1、2047の2、2048から2062まで、2063の1、2063の2、2064から2073まで、字家ノ上平2074の1、2074の2、2075から2083まで、字小松元上平2084、2086から2088まで、字ノヲ美2089から2106まで、2109、2110、字丸山谷2111、2113、2114、字和類谷2115から2125まで、2125の1、2126、2126の1、2127から2133まで、2135の1から2135の7まで、2136、2137の1から2137の6まで、字奥河原2138の1から2138の6まで、字奥山2139の1から2139の7まで、字上ミ奥山2140の1、2140の2、字奥山上ミ平2141の1から2141の5まで、字奥河原谷2143の1から2143の4まで、2144の1から2144の5まで、2145、字丸山2146の1から2146の21まで、字能海2147から2153まで、2154の1、字小松谷奥2155から2157まで、2159、2160、2161の1、2161の2、2162から2167まで、字家ノ上ミ2169、2171から2174まで、字詰リ谷2175、2177から2181まで、2184から2186まで、2188から2190まで、字小屋谷下モ2191の1から2191の13まで、字船ヶ谷2193の1から2193の10まで、2194の1、2194の2、2195の1、2195の3、2195の4、2196から2198まで、字宮ノ岡2199の1から2199の10まで、2201、2202の1から2202の8まで、字ツマリ平上ミ2203の1から2203の8まで、字ツマリ2204の1、2204の2、2205の1から2205の11まで、2206の1、2206の2、2207の1、2207の2、2208の1から2208の7まで、字谷口西平2209から2211まで、字小松谷西平2225から2236まで、2237の1から2237の13まで、2238から2240まで、字ユウスリ西平2241の1、2241の2、2242、2243、2244の1、2244の2、2245の1から2245の5まで、2246の1、2246の2、2247の1から2247の5まで、字アリミツ2248、2249の1、2249の3、2249の7から2249の24まで、2250の1、2250の6から2250の11まで、2251の1から2251の12まで、字上河原西平2252の1から2252の3まで、2253の1から2253の3まで、2254の1、2254の2、2255の1から2255の9まで、字下河原西平2256の1から2256の4まで、2256の7、2257、2258の1、字大ホラ谷2259、2260の2、2261の1、2262の1、2262の3、2263の1、2264の1、2265の1、字石ノ棚2266の1、2266の2、字柿ノ木平2268、字東カラ登2269、字石サシ2270、2271、2271の1、2272、字登尾東平2273、2273の1、2275、字ハケ谷2277、2278、2278の1、2279から2284まで、字林ノ谷2285、2286の1から2286の4まで、2286の6、2287から2289まで、2290の1、2290の2、2291から2293まで、2295から2301まで、字堂ヶ谷ヒラ2302から2304まで、2305の1から2305の5まで、2306、2307、2307の1、2309、2310、2310の1、2312から2314まで、2314の1、字荒神谷2315、2317から2319まで、2322から2325まで、2326の1から2326の8まで、2327から2335まで、2335の1、字カイチ2336の1、2336の2、2336の4から2336の7まで、2337から2339まで、字生姜谷2340、2340の1、2341、2346から2349まで、字風ヶ原谷2351の2から2351の17まで、2352、2353、字大ウツイ谷2355から2357まで、字小ウツイ谷2358から2360まで、字宮鼻西平2362の1、2362の2、字風ヶ原2364、2364の1、2365から2368まで、字西ノワタ2369から2372まで、2374、2376、2377、字ダン2378から2380まで、2381の1、2381の2、2382から2384まで、2387から2389まで、2391、2393から2395まで、字櫻段西平2397、2398の1から2398の4まで、2399、2400、2402から2405まで、2407の1、2409から2411まで、2413、2415、字宮ノ谷2417、2418、2418の1、2419から2426まで、2426の1、2427、2428、2428の1、2429から2435まで、2437から2440まで、2442から2444まで、字榎ヶ谷2445、2446の1、2446の2、2447の1から2447の3まで、2448から2455まで、字助右エ門谷2458から2464まで、2466から2469まで、字登リ尾西平2475、2476

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 60 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町堀字滝坂20から24まで、25の1、25の2、26から28まで、字小谷38、39、42の1、42の2、43から46まで、字大捨48の1、48の6から48の18まで、48の20から48の29まで、48の34から48の38まで、48の50、字小捨60の3から60の9まで、60の18、60の19、字足谷61、62の1から62の7まで、63、64、66の1、67の1から67の4まで、字中谷94の1から94の8まで、95、132から134まで、字小桜138の1から138の28まで、138の41、138の43、138の48、字東中峯140の1、字西中峯141の1、字塔ウ谷144の2、144の3、144の8、144の9、144の11から144の13まで、146の18、146の20、146の28、字ヒナ林192、193の1から193の14まで、194から199まで、200の1、201から207まで、208の1、209の1、210の1、211、212の1、212の2、213、214の1、215の1、216、217の1、218の1、219、220、字小山道1258の1から1258の29まで、字中山道峯1259の1、1259の7から1259の64まで、1259の66、1259の67、字大山道峯1292の1から1292の4まで、字奥和谷ノ上1325から1328まで、1333の1、1333の2、1334の1、1334の2、字東矢谷2413の1から2413の11まで、字堤原谷2414の1から2414の20まで、字東小ヒイガ谷2446の1から2446の19まで、字西小ヒイガ谷2447の1から2447の6まで、字西矢谷2448の1から2448の7まで、字桃栗谷2449の1から2449の4まで、字下り渡り2451の1、2451の24、2451の25、字木地屋敷2454、字上畑2455、字瀬波戸2456の1、字西奥鷲谷2462の1から2462の14まで、字東奥鷲谷2463の1から2463の13まで、字奥鷲谷尻2464の1から2464の6まで、字ヒイガ谷2474の1から2474の11まで、関金町今西字七曲り1220の1から1220の8まで、1220の11、字小黒見谷1222の1から1222の6まで、字大谷1223の1から1223の23まで、字朴ノ木谷1224の1から1224の6まで、字楷鉢谷1225から1229まで、1229の1、字烏帽子岩1284から1287まで、字長尾1288から1295まで、字湯谷1296から1309まで、字大平ラ1326の1、1326の2、1327、1328、1329の1、字鷹巣谷1331の1、1332の1、1332の2、1332の6、1332の7、1332の9、1332の12、1332の15、字足谷1333の1から1333の18まで、字平イ畑1334の1、1334の4から1334の8まで、1335の1、字大河ドチ1336の1、1336の3、1336の4、1336の6、1337の1から1337の3まで、字沢ノ谷1338の1、1338の3、1338の4、1339の1、1339の3、1340、字広戸1341、1342の1から1342の4まで、1342の7、字桃栗谷1344の1から1344の7まで、字平ラ谷1346の1から1346の4まで、字雲河原1349の1から1349の8まで、字小スイ谷1351の1から1351の3まで、字大スイ谷1354の1から1354の13まで、1354の15、字上鍋土1358の1から1358の4まで、字下鍋土1360の1、1360の2、1362の1から1362の4まで、字横路1363の4から1363の8まで、字下間隅1373の3から1373の9まで、1373の12、字奥間隅1374の1から1374の11まで、字三ノ渡1375の1から1375の19まで、字狸岩1376の1から1376の10まで、1376の11（次の図に示す部分に限る。）、字二ノ渡1377の1から1377の6まで、1378、字原ハタ1379の3、1379の5

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 61 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
今田 尚子	鳥取市岩倉 451-1	今田歯科岩倉医院	鳥取市岩倉 451-1	居宅療養管理指導	平成 14 年 2 月 28 日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登

録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望するものであって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 22 日（金）午後 5 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

（3）平成 20 年 2 月 8 日（金）から同年 3 月 26 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。

（5）平成 15 年度以降に交通安全施設保守委託業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1）入札に関する書類の提出及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（内線 2236）

（2）競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

（3）入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成 20 年 2 月 8 日（金）から同年 3 月 3 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間交付する。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 26 日（水）午後 1 時 30 分（郵便等による入札書の受領期限は、同月 25 日（火）午後 5 時）

鳥取県警察本部庁舎 2 階入札室

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4 の（1）の場所に平成 20 年 3 月 3 日（月）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 3, March, 2008

(3) Date and time for tender submission : 1 : 30 PM, 26, March, 2008 (Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM, 25, March, 2008)

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 -271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110 (Extension telephone 2236)